　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　別紙

交付申請（変更交付申請）時の留意事項について

１　概要

　　県内の医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる設備の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的としています。

　　国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助金申請とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能となっております。

　（令和３年４月１日から遡及して適用となります。）

２　補助対象期間

　　令和３年４月１日から**令和４年３月３１日**

　　※　今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について、国は当面の対応として、おおむね令和４年３月末までとしています。なお、当事業は国庫補助事業であり、国は令和４年４月以降の対応は今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討することとされています。

３　補助事業

　　各補助対象設備については**「事業実施要綱」**及び**「交付要綱」**を御確認ください。

　　補助対象機関の要件を満たしていれば、複数事業について申請を行うことが可能です。

　　それぞれの設備に対して、基準額等が定められていますが、その額を超える部分については、自己負担となります。

　　また、予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

　○　すでに交付決定通知書の交付を受けている医療機関のうち、事業計画や交付額の変更を希望する場合については、変更交付申請書等を御提出ください。

　○　各補助対象設備の設置工事費は対象経費となりますが、それ以外の工事費等の申請は認められませんので御注意ください。

　○　各補助対象設備のリース代も補助対象となりますが、令和４年３月末日までに係る費用に限ります。

　〇　変更交付申請の場合には、新規の交付申請とは様式等が異なりますので、ホームページを御確認ください。

　〇　個人防護具を申請する場合は、別紙２－３補足資料を提出してください。

　　　（変更申請を行う際、個人防護具の内容については変更がない場合、別紙２－３補足資料の入力は不要です。）

　○　市町村においても、同様の補助事業を行う場合があります。

　　　重複して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。

**⑴　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業**

ア　補助対象機関

　　　　本補助事業については、原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床で、新型コロナウイルス感染症患者等を受入れていただく医療機関

　　イ　事業の内容

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等を受入れていただく医療機関に対し、補助金交付要綱に定められた設備を対象に補助金を交付するものです。

　　ウ　留意点

　　　　人工呼吸器や体外式膜型人工肺を申請される場合は、中等症・重症患者等を受け入れていただくことになります。

　　　○　初度設備費

　　　　・　新型コロナウイルス感染症患者等を受入れる入院病床の新設・増設に必要とする主に医療用の備品・消耗品が対象です。（令和３年度新設・増設病床に限ります。）

　　　　　　既存の病床を転換した場合も「病床を新設・増設」するのであれば対象です。

　　　　・　基準額（上限額）の積算の基は新設・増設した入院病床数ですので、外来だけで対応する場合は申請できません。

　　　○　人工呼吸器及び付帯する備品

　　　　　人工呼吸器が申請されていないにもかかわらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

　　　〇　個人防護具

　　　　　さいたま市の入院医療機関設備整備事業において個人防護具の申請を行っている場合、埼玉県の入院医療機関設備整備事業において個人防護具の申請は行うことはできません。

　　　　　（個人防護具以外の申請を行うことはできます。）

　　　○　体外式膜型人工心肺及び付帯する備品

　　　　　体外式膜型人工心肺が申請されていないにもかかわらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

　　　○　簡易病室及びその付帯する備品

　　　　・　テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を行う簡易病室を購入またはリース等で整備した場合に補助対象となります。なお、コロナ収束後は撤去することが前提となります。

　　　　　　また、簡易病室が申請されていないにもかかわらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

**⑵　帰国者・接触者外来等設備整備事業**

　　ア　補助対象機関

　　　　本補助事業については、次の医療機関が対象となります

　　　①　帰国者・接触者外来

　　　②　地域外来・検査センター

　　　③　帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関

　　　④　埼玉県診療・検査医療機関

　　イ　事業の内容

　　　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とするものです。

　　ウ　留意点

　　　○　ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機

　　　　　１施設当たり年度を通じて９０５，０００円が上限額となります。

　　　○　簡易診療室及び付帯する備品

　　　　・　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室になります。

　　　　　　なお、コロナ収束後は撤去することが前提となります。

　　　　・　付帯する備品については、申請した簡易診察室に関する付帯備品が補助対象となります。

　　　　　　したがって、付帯する備品のみを申請することはできません。

**⑶　感染症検査機関等設備整備事業**

　　ア　補助対象機関

　　　　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

　　　　対象機関については、民間検査機関や医療機関等（①～④）となります。

　　　　検査を実施するに当たって、埼玉県との間で適正な委託契約を結ぶことが前提となります。

　　　①　感染症指定医療機関

　　　②　①以外の医療機関で感染症法第１９条又は第２０条に基づき入院患者が入院している医療機関

　　　③　帰国者・接触者外来

　　　④　帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関

　　　⑤　埼玉県診療・検査医療機関（ただし、診療のみの医療機関は補助対象外）

　　イ　事業の内容

　　　　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備します。

　　ウ　留意点

　　　・　補助事業で整備した検査機器は新型コロナウイルス専用のものです。

　 　　　別のウイルス検査に用いるなど目的外に使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

　　　・　行政検査には、国立感染症研究所の検査マニュアルに記載の試薬を利用する方針となっており、保険適用についてもこの方針を前提としております。

　　　　　このため、非承認の試薬を利用し行政検査を行えない検査機器は、補助対象外となります。

　　　　　なお、検査試薬代等は補助対象外となります。

　　　○　検査機器と一体となって利用する備品

　　　　・　検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用する備品（１台当たり１０万円以上）は補助対象となる場合があります。

**⑷　新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業**

　　ア　補助対象機関

　　　　重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関

　　　○　重点医療機関

　　　　　新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

　　　○ 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関

　　　　　体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、補助金等で整備する設備機器を組み合わせて、様々な容態の患者に対して、効果的な治療を行う医療機関

　　イ　事業の内容

　　　　重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備します。

**⑸　新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業**

**（設備整備）**

ア　補助対象機関

　新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療する医療機関として、県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療の次のいずれかを担う医療機関（保険医療機関）

　　　　この「登録」は事前に行われるものではなく、本事業の交付申請をもって登録となるものです。

　　　①　救命救急センター、小児救命救急センター

　　　②　二次救急医療機関

　　　③　総合又は地域周産期医療センター

　　　④　小児中核病院

　　　⑤　小児地域医療センター

　　　⑥　小児地域医療支援病院　等

　　　○　救急隊から疑い患者の受入要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れるとして県に登録される医療機関を指します。（ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。）

　　イ　事業の内容

　　　　　発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定機関以外の医療機関を受診した場合において診療ができるよう、救急、周産期、小児医療体制の体制確保を行います。

　　ウ　留意点

　　　○　初度設備費

　　　　　疑い患者を受け入れる入院病床の新設・増設に必要とする主に医療用の備品・消耗品が対象です。既存の病床を転換した場合も「病床を新設・増設」するのであれば対象です。（令和３年度新設・増設病床に限ります。）

　　　○　簡易診療室及びその付帯する備品

　　　　　テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室を購入またはリース等で整備した場合に補助対象となります。なお、コロナ収束後は撤去することが前提となります。

　　　　　また、簡易診療室が申請されていないにもかかわらず、付帯する備品のみを申請することはできません。

　　　○　消毒経費

　　　　　疑い患者を受け入れした際に、実際に使用した診療室などの施設や機材等に対する消毒経費（役務費や委託料）が対象となります（病院内の日常清掃は補助対象外です。）。

　　　　　なお、消耗品費、使用料及び賃借料、備品購入費は補助対象外です。

　　　○　救急医療を担う医療機関において新型コロナウイルス感染症を伺う患者の診療に要する備品

　　　　　想定しているのは、救急診療のために交換が必要な備品（ビデオ喉頭鏡等）です。

４　その他

　・　交付申請書の提出に当たっては、各医療機関での使用目的や取組内容を把握したいので、申請する機器の具体的な使用方法や説明メモ等の提出に御協力ください。

　・　申請書の作成に当たっては、県ホームページ掲載のフロー図、チェックシート、Ｑ＆Ａ及び記入例を参照してください。

５　実績報告

　・　事業が完了した場合には、交付申請を行った全ての医療機関が実績報告書（様式第３号）を事業完了後３０日以内又は令和４年３月３１日までのいずれか早い日までに提出する必要があります。

　・　補助金で購入した全ての物品について「品目」、「数量」、「納品日」、「支払額」及び「支払いを行ったこと」が分かる領収書等の添付が必要になります。

　　　なお、支払が完了していないなど添付書類が全て揃っていない場合でも、県ホームページ掲載「実績確認書類一覧」を作成し、必ず期限内に提出をお願いします。

　　　詳細は県ホームページ掲載のチェックシート及びＱ＆Ａを参照してください。